

あきる野市教育委員会 10月定例会会議録

- 1 開催日 平成24年10月24日(水)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時02分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程 日程第1 議案第26号 あきる野市民文化ホール(秋川キララホール)の指定管理者の候補者の選定について
日程第2 報告事項(1)秋川体育館及び中央公民館の指定管理者の選定について
日程第3 報告事項(2)あきる野市スポーツ推進計画の策定について
日程第4 教育委員報告
日程第5 委員長職務代理者の指定について
- 6 出席委員 委員長 古田土暢子
委員長職務代理者 山城清邦
委員 田野倉美保
委員 丹治充
教育長 宮林徹
- 7 事務局出席者 教育部長 鈴木恵子
指導担当部長 新村紀昭
生涯学習担当部長 山田雄三
教育総務課長 佐藤幸広
教育施設担当課長 丸山誠司
学校給食課長 小林賢司
指導担当課長 千葉貴樹
生涯学習推進課長 関谷学
公民館長 岡野要一

スポーツ推進課長	木 下 義 彦
国体推進室長	橋 本 恵 司
秋川キララホール館長	平 野 泰 弘
指 導 主 事	加 藤 治 紀

8 事務局欠席者

図 書 館 長	松 島 満
指 導 主 事	梶 井 ひとみ

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

皆様こんにちは。ただいまからあきる野市教育委員会 10 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局は松島図書館長と梶井指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、田野倉委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 26 号あきる野市民文化ホール（秋川キララホール）の指定管理者の候補者の選定についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 26 号あきる野市民文化ホール（秋川キララホール）の指定管理者の候補者の選定についての議案を提出いたします。

説明は生涯学習担当部長よりします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

まずは提案理由でございます。教育委員会 9 月定例会において報告第 2 号で報告させていただきましたあきる野市指定管理者選定委員会に対して行った「あきる野市民文化ホール（秋川キララホール）の指定管理者の候補者について」の諮問に対する同委員会の答申を受け、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、下記の者を指定管理者の候補者として選定したいので、委員会の承認を求めるものでございます。

まず、記書のほうを見ていただきまして、1 として、指定管理を行う施設の名称は、秋川キララホールでございます。2 番目でございます。指定管理者の候補者として選定する事業者名、秋川キララホール運営共同事業体でございます。これにつきましては、代表構成団体として、所在地が東京都千代田区三番町 2 番地、名称、株式会社コンベンションリンクエージ、代表取締役、平位博昭。構成団体、所在地、東京都港区芝浦三丁目 4 番 1 号、名称、株式会社 N T T ファシリティーズ、代表、筒井清志でございます。

ここで候補者の選定までの経過についてご説明をさせていただきます。秋川キララホールの指定管理者に応募した 4 団体の中から候補者を選定するに当たりましては、指定管理者選定委員会に 9 月 14 日付で教育委員会から諮問をしたところでございます。当初選定委員会では書類選考の第 1 次審査を行い、その通過者が第 2 次審査、これプレゼンテーション審査になりますが、それを受ける予定となっておりますけれども、応募者が 4 団体ということもあり、第 1 次審査と第 2 次審査を 10 月 4 日同時に行い、その結果を 10 月

5日付で教育委員会に答申という形でいただいているところでございます。

恐れ入ります議案書の次のページ、写し判を押してありますが、この答申のことです。

次に、審査結果についてご説明をいたします。恐れ入りますが、1枚おめくりをいただきたいと思っております。A4横長の指定管理者選定のための評価基準表（評価合計）をごらんいただきたいと思っております。評価項目につきましては、施設の管理に関する事、事業計画に関する事、管理運営経費に関する事の3つに大きく分けられています。さらに、施設の管理に関する事につきましては、1の管理運営の基本方針から9の人員確保の取組の9項目。続きまして、事業計画に関する事は、10の年間事業計画の基本方針及び自主事業の提案ほか1項目でございます。続きまして、管理運営経費に関する事は、指定管理料の提案額のほか1項目に分けて採点をしていただいております。

採点にあたっては7人の選定委員の方にそれぞれの項目ごとに評価をしていただいて、その合計点が、表の右のほうですね、AからDの4団体の順に記載されてございます。また、表の一番下ですね、各団体の合計得点と順位が記載されております。今回指定管理者の候補として選定をお願いしておりますAにつきましては、先ほどご説明した業者ですけれども、そのAは合計点で522.7点。2位のC団体、これが518.9点。その差が3.8点でございます。3位は、B団体、510点。4位のD団体は、502.8点。1位と4位の差が19.9点という結果になっております。審査の結果は以上でございます。

次に、今後のスケジュールについて、あわせてご説明させていただきます。本教育委員会でご承認をもしいただければ、その後に指定管理候補者と仮協定を締結し、12月定例市議会に指定管理者の指定の議案を上程する予定となっております。その後、年内に本協定を締結し、来年4月1日の移行に向け、本格的に準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会での指定管理者の指定につきましては、11月定例会に諮りご承認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理人（山城清邦君）

代表団体と構成団体という、この組織上の構成というか、どういうふうになっているのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

秋川キララホール館長。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

代表団体と構成団体の違いというご質問でよろしいでしょうか。

委員長職務代理人（山城清邦君）

はい。

秋川キララホール館長（平野泰弘君）

秋川キララホールの指定管理者の公募につきましては、単独企業、またはJV、要するに共同企業体ということで募集をかけました。今回単独の企業での申し込みが1業者、それとあと3団体、3業者につきましては、JV、共同企業体ということで応募がございました。ただいまのご質問の代表団体、それから構成団体ということでございますけれども、今回は指定の選定に当たりまして、候補者としましてJV、共同企業体でございます。その共同企業体の、2社のうちの代表が代表団体、それともう一つの団体、それが構成団体という内訳でございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第26号あきる野市民文化ホール（秋川キララホール）の指定管理者の候補者の選定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第26号あきる野市民文化ホール（秋川キララホール）の指定管理者の候補者の選定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 報告事項（1）、秋川体育館及び中央公民館の指定管理者の選定について、報告者は説明をお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、報告事項（1）についてご説明させていただきます。恐れ入ります。資料をごらんください。秋川体育館及び中央公民館の指定管理者の選定についてというA4横長の表でございます。今回の報告につきましては、秋川体育館と中央公民館が9月の市議会定例会におきまして、管理及び運営に関する条例等の改正を議会のほうでご承認をいただきました。それに基づきまして、今後指定管理者導入までのスケジュールについてご説明をさせていただくものでございます。

表の一番上でございます。教育委員会定例会につきましては、8月、9月とこの件について上程をさせていただいてご承認をいただいたところでございますが、10月、これは本日でございます。その下をずっと見ていただきまして、この件につきましては、10月1日に業者の皆さんに応募していただくために広報等で公募をさせていただいております。そして、その右になりますが、公募に関する告示の欄でございますが、提出期限、応募していただく、その締め切りを11月15日と定めております。したがって、現在はまだ受付中ということでございます。そして、11月15日で締め切りますと、12月のほうに入りまして、答申の候補者の承認をしていただくこととなります。あと指定管理者の指定

をしていただくんですけども、12月の下のほうを見ていただきまして、選定委員会の開催をまたお願いすることになりまして、今の予定では12月の初旬、中旬に第1次、第2次の審査を選定委員会でしていただき、12月中に候補者が決まるという予定になっております。

それで、ちょっと後先になりましたが、一番上に戻っていただき、教育委員会定例会のほうで、その候補者を承認していただくという形になります。そして、1月に入りまして、その候補者と仮協定を結びます。これにつきましては年が明けて4月1日から指定管理をお願いすることになりますので、その準備行為として事前に仮協定を結ばせていただき、必要な引き継ぎ等について打ち合わせをするためのものがございます。そして、今度2月になりますが、議案の上程、これについては選定委員会で候補者が絞られ、そして、定例会でその承認をした、その候補者について、3月の市議会のほうで案件として候補者を承認していただくという手続がありますので、2月に議案を上程して、3月に市議会で指定管理者の議決をいただくということです。それが終わりますと、一番下のところに来ますが、基本協定書ということで正式に業者と結ぶという形になりまして、ここには書いてございませんが、4月に指定管理者に体育館の全部、公民館については受付業務をお願いするということになります。

報告としては以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

このスケジュールの10月の定例会のところに黒字で応募状況報告とありますけれども、この応募状況というのは、これは今何社ぐらい、例えば説明会に来たとか、そういうことになるのですか。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（木下義彦君）

それでは、応募状況ということでございますが、10月5日から募集要項等の配布をしまして、10月12日に秋川体育館においての業者説明会を開催してございます。説明会にご来場いただいた業者が36社ございまして、36社の中にはいわゆる施設管理系のところ、それからスポーツ業務を行っているところ、ほかですね、それぞれ単体の会社が見えておりますので、応募いただくときには、先ほどキララホールするときにもございましたが、企業体等組んで応募されるのがかなりございますので、予測としましては3分の1程度ぐらいにはなるのかなと。予測ですけども、十数社ぐらいになる可能性はあるのかなというところでございます。

以上でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今予想としては12, 3社の応募があるかなというお話だったのですが、先ほど説明があったキララホール、秋川体育館、中央公民館、全部4月1日から指定管理にするということでやっていて、ちょっと時期的に秋川体育館と中央公民館のスケジュールがかなり厳しいかなと思うのですが、その辺のことはいかがでしょうか。12, 3社から選ぶのは大変なのではないですか。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（木下義彦君）

選定委員会は、応募者数が4社以内であるときは、1次審査で2次審査を兼ねてもらいと、選定要領に定められています。それ以上になったときは1次審査で書類審査を行いまして、その中で選別されました上位の業者を今度はプレゼンテーションという2次審査を行って、そこで最上位の得点のものを候補者とするというような手続になっておりますので、先ほども部長が申し上げましたように12月に1次審査、2次審査ということで、かなり12月は1次審査が終わってから2次審査までの期間が非常に短く、厳しいスケジュールかと思えます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

ちょっと補足をさせていただきます。委員さんおっしゃられるとおり、キララホールと比べると3カ月ほど遅くなっております。したがって、おっしゃるとおりタイトなスケジュールでございます。これについては本来は6月にスタートを私ども考えていたところではございますが、諸般の事情もございまして、それが6月の議会に条例改正を出すことがちょっと難しい状況がありましたので、9月ということになりました。あとは確かにそのためにタイトになりましたけれども、体育館につきましては過去ファインプラザで、昨年やった市民プールもそうですけれども、9月の議会で条例改正をして、その翌年の4月から指定管理をしているというような、そういうスケジュールで過去2回例がありまして、今回についても公民館が一体でありますけれども、これは受付業務ということなので、比較的業務が単純ですので、その辺は公民館といっても指定の範囲が限定されていますので、何とかこれでいけるだろうということです。したがって、先ほどご説明させていただいたように、仮協定を1月に結ばせてもらって、この3カ月の間で必要な引き継ぎをして、4月に市民サービスが損なわれないように万全を期したいと考えております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第3 報告事項（2）あきる野市スポーツ推進計画の策定について、報告者は説明をお願いします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

では、報告事項（2）あきる野市スポーツ推進計画の策定についてご報告させていただきます。資料をごらんください。まずは、あきる野市スポーツ推進計画の策定の基本的な考え方ということでございます。

1番、（1）、計画の策定の趣旨をごらんください。ご承知のとおり国では平成23年度に、スポーツ振興法からスポーツ基本法ということで50年ぶりの改正が行われました。これを受けて翌年3月30日に国のスポーツ基本計画が策定されたところでございます。改正法につきましては地方の自治体も基本計画をつくれということが、義務ではございませんが、努力義務というような形で示されております。あきる野市ではかねてから市の基本構想、計画、さらには教育基本計画におきまして、スポーツ推進計画を策定して計画的なスポーツ行政を行うということが位置づけられているところでございます。そのようなことから今回国の法改正等によりまして、あきる野市におきましてもスポーツ推進計画を新たに策定するという事になったわけでございます。

（2）の計画策定の背景でございますが、これもご承知のとおり今は少子高齢化が進んでおります。ライフスタイルが多様化されて、大きく生活様式が以前とは変わってきており、スポーツにつきましても、見るスポーツからみずからやるスポーツ、さらにはお年寄りから子供まで、そういう環境づくりが今求められてきております。そうした中、先ほどご説明した国、都の動きがあつて、実は東京都も平成20年にスポーツの基本計画がありましたけれども、また新たにつくるという運びで、まさに策定中のところでございます。

次のページをお開きいただきまして、そのような国や都の方向があります。あきる野市につきましても、（3）になります。このスポーツ推進計画の位置づけとしましては、市の基本構想、教育基本計画の下位計画として当然位置づけられていくものでございます。

2の計画の期間、これについては平成25年度から10年間、34年度までの10年間の計画とさせていただきます。その間、5年後に見直しをしていく考え方でありまして。

3の検討事項でございます。これについては今のところを見ていただきまして、市民のスポーツの実施状況、子供、成人、高齢者・障がい者という主に3つのスポーツをする主体の方々に分けて現状の分析をするということです。

次のページ、ウになります。さらにスポーツの環境面についても、スポーツ団体、スポーツの指導者、スポーツの施設という3つの面から現状を分析するというようなことを通して課題の抽出を行いまして、目指すべき姿、目標設定をします。

Ⅱの各論としまして、これらの課題の抽出、目指すべき姿をもとに施策を出しまして、それぞれの具体的な事業を導き出していくというような形で進めて策定をしてまいりたいということでございます。

参考としまして、計画の策定に要する期間につきましては、実は10月30日に第1回の検討委員会を設けさせてもらいまして、4回から5回検討委員会を開催して、パブリックコメントを行った後、3月末を目途に策定を進めてまいりたいと思います。

次のページをお開きいただきまして、先ほど、後先になりますが、四、五回開催するという意味は、この表を見ていただきますと、あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会という委員会をつくりまして、この委員会が総勢16人ですが、この委員会を中心として策定をしていくということになります。メンバーとしましては、識見を有する者、あと市民の代表、あと各種団体の代表者がございまして、市の職員も4名入っていただいております。特にこの計画については、今は健康面が非常に重要視されてきておりますので、健康福祉部長、さらには小学校、中学校、子供のスポーツについては、義務教育施設が欠かせませんので、学校からは教育部長にも入っていただいているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。先ほどもご説明した市民検討委員会が主体で検討するんですが、作業班として、市役所の関係課長に部会員となっただけでございまして、企画政策課長から福祉の関係、子育ての関係、健康、あと教育委員会から選出しております。

次のページ、スケジュールでございます。これにつきましては、先ほどご説明したとおり、10月の下旬、10月30日でございますが、第1回の検討委員会を開きます。そして、ポイントとなるのは、12月の下旬で第3回の検討委員会的时候にはおおよそ形がまとまるようなことになろうかと思っております。1月の中旬に最終の原案を検討していただいて、2月にパブリックコメントを実施して、3月中旬には何とか計画としてまとめていきたいと考えているところなんですが、実は先ほど言いましたように東京都が今現在策定中で、その策定終了が来年の3月と言われておりますので、あきる野市については、上位計画となる東京都の計画については、十分反映をしていかなきゃいけないということを考えておりますので、場合によってはちょっと延びることも懸念されるところでございます。いずれにしても、この日程で作業を進めてまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

検討事項のところの今の実施状況を見るに当たって、生涯学習に関する市民アンケート調査、平成22年度の内容から今の課題を抽出するというお話だったんですが、この生涯学習に関する市民アンケート調査というものは、例えば何年かに1回とか決まった形で定期的にアンケートをやっているんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

毎年というか定期的にやることは今までしていなくて、22年度に学びプランとして生涯学習推進計画の新たな計画をつくるために事前にアンケート調査をしたんですね。ですから、新しいまた計画つくるときにそういうことがあるんでしょうけれども、今のところ定期的にといいことはない。さらに、ちょっと補足しますと、そのときにスポーツ推進計画を改定する考え方は持っておりましたので、その生涯学習推進計画のアンケートに便乗してスポーツのことも一緒に入れておいたんですね、アンケートの項目として。それを使うということです。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

平成25年度にあきる野市スポーツ推進基本計画が策定されるということでもありますけれども、先ほどの市の基本構想、あるいは教育基本計画ですね。また、あきる野市の市民憲章ですか、あの中にもスポーツを愛好するような文言が掲げられていると思います。そういった意味で、さらに市民の皆さんが生涯スポーツ、あるいはライフスタイルに応じたスポーツ活動を通じて、幸福で豊かな活力ある生活ができるように、大いにこの計画をつくっていただいて盛り上げる材料としていただきたいと思います。それで、この計画が策定された暁には、いわゆる一般市民の方が簡単に理解できるような、概要版といいますか、あるいはその体系図といいますか、そのようなものを広報等の中で知らせていただくことで、市民スポーツに対する理解がさらに深まり、そして、実際生活の中にスポーツが根付き発展するのではないかと思います。時期的には多少おくれるようなお話でもありましたけれども、東京多摩国体も開催される予定でもあり、また国のほうでもスポーツ立国の推進がいわれておりますので、場合によってはあきる野市でもスポーツ推進キャンペーンを行っていかれても宜しいのではと思います。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

いろいろご意見ありがとうございます。幾らいいものつくっても市民の皆様に理解が難しいものではないので、まずはわかりやすく表現をして、さらに概要版等もつくりまして、一人でも多くの方に読んでいただけるような形にしたいと思います。

さらに、スポーツを進めていく、運動を進めていくためにはどうしても体協とかですね、今はアスポルトといひまして、総合型地域スポーツクラブも五日市と秋川にできておりますので、そういう団体を活用していかなきゃいけないだろうということもありますので、計画の策定時から、意見交換をしながら実効性の高い計画づくりということをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

この資料の中で検討事項の中で市民のスポーツの実施状況の中、①の子供のスポーツというところがあるのだけれども、東京都の児童・生徒の体力、運動能力の調査とか、国があるわけで、ぜひ本市の子供たちのデータのなものがあるので、そういうものをしっかりと踏まえた上でこの計画をつくる時に何か利用したほうがいいのではないかと。直近の調査の結果なども数字で出ていて、都の平均と比べたらどうだとかという数字もある、良い資料があるわけで、この委員会でいろいろ検討したりする会議で、指導室の課長もメンバーに入っているんで、このデータなんかも説明してみても、こうなんですなっていうと、これ見た瞬間にじゃ、こういうことをやらせようなんていう具体的なことがあるんで、漠然と調査の結果も使いながらやりますというんじゃなくて、こんなものも会議の中で説明して。そして、ほかの委員さんたちに聞かせて、それはそうなのか、ソフトボール投げがだめなのかとか反復横跳びが非常に低いのかとか、そんな具体的なところも示しながら、じゃ、どうするかというようなことも、そういうことも私は取り組みの中に入れておいたほうがいいと思うのですね。特に生活や運動習慣などの生活の習慣なんかについても言及して行って運動の問題を取り上げていくということになっていくと、もう余計いいのかなというふうに思いますね。取り組みの中で使っていったらいい重要なデータだと思いますね。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

ありがとうございます。そういういい、なるべく新しいデータのほうがいいわけですから、その辺は活用させていただく。要するに現状を正確に捉えることによって課題が出てきて、施策に反映されていくわけですから、有効に活用させていただきたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

私のほうの1カ月の活動報告をお示ししてあります。振り返ってみますと、ちょっと臨時の教育委員会の協議会を開いたり、開かなきゃならないような案件があったりしたのも今月だったなというふうに思います。それから、戸倉小学校の最後の運動会なんかも今月の早い時期にあったわけですがけれども。何ととっても大変だったのは、10月13日、マールボロウからの派遣団が来られて、それから10日間、昨日元気に帰っていきまされたけれども、その間、それぞれの学校はもとより、市の担当の課の職員がホテルまで送り迎え

をしたり、毎日毎日の対応をしながら、本当に大変な10日間だったろうというふうに思うし、子供たちが大きくなげをしたとか病気をしたとか、そういうことはありませんでしたので、元気に帰ってほっとしているところであります。

それから、実はきょうから6日間、きょうとあした、それから10月の29、30ですかね。11月に入って1日と2日、6カ所で地域懇談会というのがあって、三役と関係の部長、教育委員会では鈴木部長が出席しますけれども、地域に行くと地域の課題や何かについての懇談会が始まるんですね。7時から9時まできっちり2時間やるんですよ。6日間続けると結構大変な会です。当然地域の中にある課題が話題になるわけですから、学校の教育のことだってあるだろうし、通学路の問題なんかだって地域の課題として出てくるだろう。それ以上、防災安全の問題も含めてさまざまなものが出てくる中でやりとりをしていきます。そのやりとりしたことの中で改善できるものについてはどんどん改善をしていくということでやっていく。出てくるのは町内会長さんばかりですから、それぞれ仕切っている人たちですから、いろんな意見があります。そんなものがきょうから始まるので、承知しててください。その中で財政のことやいろんな話をする中で、教育のほうは日ごろから子供の安全のためにパトロールしていただいてありがとうというお礼をまず言います。皆さんのおかげで大きな事故に巻き込まれることもなく通学できている。けれども、相変わらず不審者はいるし、手を緩めないでほしいんだという願いをする。お礼と願いをする。もう一つは、この時期ですから、いじめについて教育委員会はこういう考え方でやっているから、そのことだけは承知してくれという話をします。それは、一房のぶどうの26号、2ページ目をコピーし直して、そこの部分だけカラー刷りして、すべての地域へすべての人に配って、それを見てもらって、本市の教育委員会のいじめについての取り組みの基本的なスタンスはこれですからという話をして、問題提起として最初にします。それを全部の地域でやろうとしてるんです。そのことについて質問があるかないかわかりませんが、いじめはどのようなよというようなことを質問される前に、私のほうが先に話します。そんな会がきょうから6日間あります。最後は小宮と戸倉なんです。小宮へ行って小宮・戸倉の人たちと話をします。当然統廃合、今どうだとかという話も出てくるかもしれません。そんなことがありますので報告をします。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今教育長のほうからもお話があったようにマールボロウのほうから来た生徒たち、本当に貴重な体験をして、きのう無事にマールボロウのほうに帰られました。本当に皆さんご苦労されたことと思います。ありがとうございました。

それで、日本人の学生もマールボロウの人を受け入れたことによってすごく国際的な視野が開かれています。貴重な経験をされていると思うのです。その実際に受け入れをしたホストファミリー、ホストスチューデント、できればそれをもっと学校の中で広げてい

ただけるような活動にしていただけるといいかなと。各学校によって、そのやり方はさまざまだと思うのですが、もうこれで帰っちゃっておしまいというのではなくて、せっかく来ていただいて、普段自分たちが学んでいる英語が通じるとかコミュニケーションができたとかという、そういったことをもっとたくさん生徒さん方が体験して実感して、それを学習意欲に変えていけるような形で、学校の中で広めていけるようなことを各学校でしていただけるともっと有意義な事業になるかと思っておりますので、その辺のことをちょっと考えていただけたらありがたいかなと思います。

以上です。

委員（丹治 充君）

その件は、学校によっては報告会、行ってきた子供たちが、そういう機会に受け入れたホストチューデントでもいいですから、発表の機会に、双方リンクした形であると良いですね。発表会恐らく6中学ほとんどやっているんじゃないのかな。

委員（田野倉美保君）

聞くところによると、学校によっては、選考に選ばれた子と選ばれなかった子がいるため、選ばれなかった子への配慮のために行ってきたこうだったよという話をみんなの前で発表するのを差し控えたほうがいいんじゃないかみたいな話も一時期あったようです。私個人としては、できればせっかく行って得てきたものを全生徒に還元するような形で、丹治先生がおっしゃられたような報告会とかがあったほうが良い思うのですが、ちょっとその辺のところは温度差があるようで。

教育長（宮林 徹君）

基本的には私は行ってきた子供のことで言えば、やはり公費の補助をもらって行っているわけで、決してプライベートで海外旅行へ行ったわけじゃないわけだから、当然行ってきましたと。そして、こんな体験をして、そしてこれから私はその体験をこんなふうにしながら学校の中や地域社会のために還元していきたいと思っておりますというのは各学校で必ず発表してくれと言っているんです、そこまでは。だけれども、それから先本当にやっているのかどうかということの確認はしないで、当然やっていると思っていたのだけれども、今のように選ばれなかった人のことを配慮しなきゃという話は、これは私は考えてもいなかった。それは配慮する必要はないと思うのですよ。だって、それしようがないもの。そのことを思ったら何も言えなくなっちゃうわけで、そうじゃなくても、行って帰ってきたんだから。しかも、公のお金を使って、あきる野市のために今度私はこんなことを役立たないんだというようなことにならないと、それはプライベートで旅行に行ったのと同じになっちゃうんで。それはきちんともう一回確認しますけれども、各学校に。それから、その前の今回引き受けたほうのご家庭の人たちが1週間一緒に生活して、こんなふうだったなんていう話をする機会を、今丹治委員が言ったような場面で発表させるなんてことが、私は国際化を進めていく上でとてもいいことなんだというふうに思いますけれども。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

あきる野の子供は、マールボロウへ行くと報告書が出ますよね。マールボロウの子供たちは向こうに帰ってから、そういうレポートかなんかをつくっているんですかね。

委員（田野倉美保君）

私は見たことがあります。英語で書かれた報告書を日本語に訳していただき、それをいただいたりもしました。また今回は12月8日に初めて受け入れをした家庭の報告会というのをやっていただけるということです。今回はマールボロウに派遣された生徒たちばかりでなく、受け入れをした家庭も、両方とも立場の報告会というのが行われるということで、非常に楽しみにしています。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

今年からオープン参加にします。関係者だけじゃなくて一般の人も入ってもらうという形に今年からしますので。

委員（田野倉美保君）

ぜひ多くの市民の方に聞いていただけるといいなと思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

今受け入れるホストファミリーは少なく困っているんですか、それとも多過ぎるんですか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

ホストファミリーにつきましては、各学校を通じていろいろ探していただいているんですけど、なかなか一度に十分な方に手を挙げていただくというような状況ではなくて、個別にいろいろアプローチしたりという形もやっていただいています。いろいろ学校のご協力もいただきながら探して、それで必要なホストファミリーを確保していくというような状況ですね。

教育長（宮林 徹君）

だから、子供がいる家の保護者にお願いするというのが、今は原則というか、何となくそういう形になっている。その家に子供がいて、その家の子供と一緒に学校へ朝出てくるということなんだけれども、どうしてもその地域になかったら、その地域でうちで預かりますよという人に預けたっていいと思うんですよ。そういう人いるわけだから。仮に田野倉委員の家に預けたって、私はいいですよと言ってくれればいいと思うんだよね。近所の子が朝その子を迎えに行って学校へ行けばいいわけで、そういうことまでも含めていけば市全体が国際化に向かって意識が高まっていくけども、学校だけでやっているんだという話だ、今はね。そうじゃないと思うんですよ。だから、本当に預かる家が少ないんですよ。本当に少なく困っているわけですよ。最後は校長先生お願いしますよというような、そういうことだと言ってやったことがあるんですね。だから、そんなところも考えていく必要があるかもしれません。

委員長職務代理者（山城清邦君）

直行便ができたのが大きいですよ。行きやすくなって来やすくなって、もっと盛んになりますよね。

教育長（宮林 徹君）

それで、31日に今度はこちらから行きます。田島校長を先頭に現地に。もう研修も終わって行きますので。

委員長職務代理者（山城清邦君）

男女比はどうなんですか。

教育長（宮林 徹君）

男の子2人ですね。8人のうちの2人が男の子で、あとは全部女の子ですね。

委員長職務代理者（山城清邦君）

報告よろしいですか。

委員長（古田土暢子君）

山城委員、どうぞ。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この前ちょっと教育長にお話ししたんですが、映画のことなんですけれども、10月4日に昔の都立日比谷図書館、今区に移管されて千代田区立日比谷図書文化館という、こゝである映画の試写会がありました。その映画、また内容が、題名が「40万冊の図書一戦争中“本”を守った人がいた」という副題のついた映画なんですけど、これは戦争中学童の疎開が行われたことは有名なんですけど、日比谷図書館にあった本40万冊を空襲が激しくなることを予想して、埼玉と実はこのあきる野に日比谷図書館の本を疎開させたという映画なんです。それが主に多西地区、うちのお寺の土蔵もそうだったんですけど、原小宮、四軒在家あたりの、わかっているんですけど、5軒の蔵を持っているお宅に日比谷図書館から本を運びまして、それを終戦後、昭和24年までお預かりをしていたという、そういう記録、当時図書を運んだ、日比谷高校の当時の生徒さんが運んだんですけども、大八車とかリュックサックに詰め込んで日比谷から五十何キロ運んできたという、その証言もあるんですけど。その映画の中に大変なときに本をどうしたかということの中に、この日比谷図書館の話ばかりではなくて、織り込むようにして飯館村の図書のこと、それからイラクが爆撃を受けるときに、やはりイラクの図書館員が、自分でその図書館の本をいわば疎開させたという、そういう記録が入ってまして、要は本というものをこういうふうにして命がけで守ってる人がいたという、それがテーマになる映画だと思うんですけども。これ1時間半ほどの映画で、ぜひそういった本というものと文化というものとか、あるいは本と歴史とか本と戦争とか、そういった意味ではおもしろいテーマであったと思いますので、監督と連絡がとれたので聞いてみたところ、DVDないしブルーレイに落とされるのが1年後ぐらいだろうということでした。もし機会があれば子供たちにも見てもらってもいいんじゃないかなというふうな映画でしたので、ちょっとご紹介させていただきました。

すごい話だったのが、この日比谷図書館にしまわれていた本ばかりではなくて、東京都が戦争中にもかかわらず相当予算をつけて、例えば柳田國男だとか、それから都内にいた有名な蔵書家の本を買い上げて、都の予算で買い上げて、それで運んでるんです。そのおかげで灰にならないで済んだ歴史的に価値のある本がたくさんあるということです。これ今日比谷図書館が区に移管されましたので、広尾にある都立の中央図書館に全部移されて、そこできれいに整理されて残っているそうです。そんなことがありまして、その本の疎開

にこの当時の多西村が協力していたという、そういう歴史が映画になりましたので、ご紹介させていただきました。これ12月に日比谷図書文化館で何回かに分かれて入場料1,000円で上映されるそうです。ぜひ機会がありましたらごらんになっていただければなと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

では、ほかにないようですので、教育委員報告は終了いたします。

続きまして、日程第5 委員長職務代理者の指定についてです。

委員長職務代理者の指定について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、説明をさせていただきます。

本件は、山城委員の委員長職務代理者の任期が教育委員の任期である10月27日をもって満了となることから、あきる野市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、次期の委員長職務代理者の指定を行うものです。指定の方法は、委員長の選挙の方法に準ずると規定されており、単記無記名投票か指名推選のいずれかとなります。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ただいま事務局から説明がありました。指定の方法についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

指名推選の方法でお願いすることがよろしいかと思えます。

委員長（古田土暢子君）

ただいま教育長から指名推選という発言がありましたので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

ご異議がないようですので、指名推選の方法に決定いたしました。

それでは、どなたかご指名をお願いいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

すべてに精通しておられる山城委員を推薦します。

委員長（古田土暢子君）

ただいま丹治委員から委員長職務代理者に山城委員というご意見がありましたが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

ご異議がないようですので、山城委員を委員長職務代理者に決定しました。

それでは、就任の挨拶ということで山城委員にご挨拶をいただきたいと思えます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

改めまして山城でございます。今身に余る推薦をいただきまして、思いは複雑でございまして、実は初めての任期がこの10月に終了するというところで、4年間を振り返ってみても何をやってきたのかなというのが、自分の中でなかなかイメージがはっきり焦点が結ばれないようなところがありまして、今後の委員としてもどうしたらいいのかなという迷いが実はあります。どうしたらいいのか、また過去の4年間を振り返って、どうしたらいいかということを考えていきたいと思っておりますけれども、職務代理をやれということですのでお受けいたしますけれども、委員長がいらっしゃるの、実は割に気楽な職務でございまして、委員長はしっかりしておられますし健康でもいらっしゃるの、何もすることはないことを祈っております。ただ、職分上、皆さんの足を引っ張らないよう、ましてや委員長の足を引っ張らないように支えながら務めさせていただき、皆さんのもうやめろというときまではやらせていただこうかなと思っている次第でございます。今後ともどうぞよろしくご指導のほど、皆さんよろしくお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程についてご案内させていただきます。

まず、11月の教育委員学校訪問でございます。11月は9日に秋多中学校、13日に増戸小学校を訪問する予定となっております。

次に、11月定例会のご案内でございます。11月は22日木曜日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、あきる野市教育委員会10月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時02分